

## 副食費の一部を補助します！

### 対象者

施設等利用給付認定を受けていて、次のいずれかに該当する方

- 1 非課税世帯
- 2 市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯
- 3 同一世帯に小学校第3学年修了前児童が3人以上いる場合の第3子以降

※「第3子以降」の考え方

申請者が3人以上養育する子どものうち、年齢の高い順から3番目以降の子どものこと

### 補助金額

幼児教育中に給食費として実費で支払った費用のうち「副食材料費相当分」

\*月額4,500円が上限 ※主食（米、麺、パン等）は除く

\*預かり保育中の副食費・おやつ代は対象外

### 提出先

ご利用中の保育等施設

### 提出書類

交付申請書（利用施設で配布又は市HPからダウンロード）

### お問い合わせ先

阿蘇市役所 市民部 福祉課 子育て支援係 TEL：0967-22-3167